

第2次かほく市男女共同参画行動計画
(概要版)

男女一人ひとりが輝き 支え合うまち

計画期間 平成29年度～平成38年度



かほく市
平成29年7月

第2次かほく市男女共同参画行動計画

計画策定の趣旨

かほく市では、平成19年3月に「第1次かほく市男女共同参画行動計画」（平成19年度～平成28年度）を策定し、計画の基本理念である「みんなが輝き支え合うまち」を目指して男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この間、国においては、平成27年8月、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、具体的な施策について市町村推進計画を定めることとされました。さらに、同年12月には、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を柱に据えた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

このような社会状況や、第1次かほく市男女共同参画行動計画におけるこれまでの取組状況と課題を踏まえ、より一層の取組の推進を図るため、「第2次かほく市男女共同参画行動計画」を策定します。

計画の位置づけと期間

◎計画の性格

この計画は、「かほく市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づく行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する計画にあたります。

◎計画の位置づけ

この計画は、「第2次かほく市総合計画」を上位計画とし、本市の関連する計画との連携を図り、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

◎計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、適宜必要な見直しを行います。

かほく市男女共同参画推進の基本理念

（かほく市男女共同参画推進条例第3条より）

- (1) 男女一人ひとりが、個人としてのその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭を構成する男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を果たし、かつ、地域、職場、学校その他の社会における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (6) 男女が国際社会における様々な取組について理解し、これらと連携し協調を図ること。

施策の体系

基本目標

重点課題

施策の方向

基本理念 「男女一人ひとりが輝き 支え合ひまちは」

I
男女共同参画社会に
向けた意識づくり

1 男女の人権尊重の
意識づくり

- (1)男女の人権を尊重する意識の啓発
- (2)幼少年期からの男女共同参画理解の促進
- (3) **新** 多文化共生社会に対する理解の促進

II
自立と支え合いの
家庭づくり

2 家事・育児・介護等の
相互協力の推進

- (4)家庭での男女共同参画に関する学習の
充実
- (5)子育てに関わる相談・情報提供の充実

3 家庭における暴力の根絶

- (6)配偶者等からの暴力の予防と根絶のための
意識啓発
- (7)児童虐待予防の推進

4 **新** 困難な状況に置かれて
いる家庭への支援

- (8)ひとり親家庭等への支援
- (9)障がいのある人への自立支援

5 男女の生涯にわたる
健康づくり支援

- (10)ライフステージにおける健康支援

III
ともに参画できる
特色ある地域づくり

6 意思決定の場への
女性の参画

- (11)各種団体等への啓発活動の推進
- (12)地域の政策・方針決定過程への男女
対等の参画促進
- (13)審議会等への女性参画の拡大

7 地域における男女共同
参画の推進

- (14)女性の参画意識の高揚と人材育成の
促進
- (15)男女共同参画による防災体制の推進

IV
個性が輝く
職場づくり

8 個性が発揮できる
職場の形成

- (16)男女の均等な雇用機会と待遇改善の
促進
- (17)管理職登用における男女間格差の是正
- (18) **新** 職業生活における女性の活躍の促進
- (19)セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラス
メント防止対策の推進

9 ワークライフバランス
(仕事と生活の調和)の推進

- (20)育児・介護休暇制度の普及促進
- (21)多様な子育て支援・介護サービス活用
の促進
- (22) **新** 男女の働き方の改善

V
男女共同参画社会に
向けた体制づくり

10 推進体制の充実

- (23)市の推進体制の強化
- (24)市民、各種団体、関係機関との連携
- (25)男女共同参画に関する情報収集と調査

11 相談体制の充実

- (26)相談体制の強化
- (27)被害者等対策の推進

目指すのはこんな社会です！

家庭 では

自立と支えあいの 家庭づくり

- 男女の固定的な役割分担意識が改善され、男女の区別なく家事・育児・介護の技能を習得し、これによって家族全員が支え合い、助け合っています。
- DV及び児童虐待については保健、医療、福祉、教育、警察などの関係機関と連携を図りながら、適切に対応します。
- ひとり親家庭の母子や父子が安心して子育てができるよう生活環境を整え、障がいのある人においても、様々な活動に参加することができるよう支援します。

地域 では

ともに参画できる 特色ある地域づくり

- 固定的な性別観念に基づく古い習慣やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
- 各種審議会や委員会、地域団体等において、若い世代や女性の意見が反映され、地域の実情に応じた特色ある活動が実施されています。



職場 では

個性が輝く職場づくり

- 募集・採用や昇進・昇格、賃金、人事配置など様々な面で男女格差が解消され、個性、能力、意欲などが十分に発揮されています。
- セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を職場全体の問題として捉え、防止体制が整っています。
- 男女ともにワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進が図られるとともに、育児・介護休業を取得しやすい労働環境が整備され、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援が充実しています。
- 企業ぐるみの意識改革が進み、長時間労働に対する対策、年次有給休暇の取得、男性の育児の参加など、「働き方改革」に向けての取組が進んでいます。

第2次かほく市男女共同参画行動計画

かほく市教育委員会生涯学習課

〒929-1195 石川県かほく市宇野気二81番地

TEL076-283-7137 FAX076-283-3643

E-mail : syougai@city.kahoku.ishikawa.jp